

○宮崎大学医学部総合評価検討委員会規程

平成17年3月9日
制 定

改正 平成17年5月11日 平成22年9月30日
平成23年4月1日

(設置)

第1条 宮崎大学医学部に、宮崎大学医学部総合評価検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、医学部長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の項目設定に関する事。
- (2) 自己点検・評価の実施方法及び実施体制に関する事。
- (3) その他自己点検・評価に関する事。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は副学部長(評価担当)をもって充て、副委員長は委員のうちから医学部長が指名し、委嘱するものとする。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 委員長は、委員会において審議した結果を医学部長に報告するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 医学部長
- (2) 医学部附属病院長
- (3) 医学部選出の教育研究評議会評議員
- (4) 医学部副学部長
- (5) 医学科長
- (6) 看護学科長
- (7) 附属図書館医学分館長
- (8) 医学部各種委員会委員長
- (9) 事務部長
- (10) 委員会が必要と認めた者

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(幹事及び事務)

第7条 委員会に幹事を置き、総務課長をもって充てる。

- 2 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学医学部総合評価検討委員会規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成17年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。